

「厚生労働大臣が定める現物給与の価額の一部を改正する告示」 の概要

1 制度の概要

労働保険料は、原則として労働者の賃金総額に基づいて決定されるが、賃金のうち、通貨以外のもので支払われるものの評価については、厚生労働大臣が定めることとされている（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第 2 条第 3 項）。

具体的には、健康保険法（大正 11 年法律 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）の規定に基づき厚生労働大臣が定めることとされている価額とともに、「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」（平成 24 年厚生労働省告示第 36 号）において、定められているところ。

2 改正内容

食事で支払われる賃金に係る現物給与価額については、1 人当たりの食料費（総務省統計局「家計調査」より算出）に、食料に係る都道府県毎の消費者物価地域差指数（総務省統計局「小売物価統計調査」より算出）を乗じて、都道府県毎の価額を定めている。

今般、総務省統計局から平成 27 年度分の「家計調査」及び「小売物価統計調査」が公表され、上記方法により算出した価額に変更が生じることとなったため、食事で支払われる賃金に係る評価額をより現在の実態に即したものとするため、新たな価額（別紙）を告示したものの。

3 告示期日

平成 29 年 2 月 6 日

4 適用期日

平成 29 年 4 月 1 日

別紙

(単位：円)

都道府県名	食事で支払われる報酬等					住宅で支払われる報酬等	その他の報酬等
	1人1月当たりの食事の額	1人1日当たりの食事の額	1人1日当たりの朝食のみの額	1人1日当たりの昼食のみの額	1人1日当たりの夕食のみの額	1人1月当たりの住宅の利益の額 (畳1畳につき)	
1 北海道	19,500(18,600)	650(620)	160	230(220)	260(240)	1,000	時 価
2 青 森	19,500(18,600)	650(620)	160	230(220)	260(240)	940	時 価
3 岩 手	19,200(18,300)	640(610)	160(150)	220(210)	260(250)	1,030	時 価
4 宮 城	18,900(18,300)	630(610)	160(150)	220(210)	250	1,380	時 価
5 秋 田	19,200(18,000)	640(600)	160(150)	220(210)	260(240)	1,010	時 価
6 山 形	20,100(19,200)	670(640)	160	230(220)	280(260)	1,180	時 価
7 福 島	19,500(18,900)	650(630)	160	230(220)	260(250)	1,070	時 価
8 茨 城	19,500(18,600)	650(620)	160	230(220)	260(240)	1,270	時 価
9 栃 木	19,500(18,600)	650(620)	160	230(220)	260(240)	1,310	時 価
10 群 馬	19,200(18,600)	640(620)	160	220	260(240)	1,170	時 価
11 埼 玉	19,800(18,900)	660(630)	160	230(220)	270(250)	1,750	時 価
12 千 葉	19,500(18,600)	650(620)	160	230(220)	260(240)	1,700	時 価
13 東 京	20,100(19,500)	670(650)	160	230	280(260)	2,590	時 価
14 神奈川	20,100(19,200)	670(640)	160	230(220)	280(260)	2,070	時 価
15 新 潟	19,800(18,600)	660(620)	160	230(220)	270(240)	1,280	時 価
16 富 山	19,800(18,600)	660(620)	160	230(220)	270(240)	1,200	時 価
17 石 川	20,400(19,200)	680(640)	170(160)	230(220)	280(260)	1,250	時 価
18 福 井	20,400(19,200)	680(640)	170(160)	230(220)	280(260)	1,160	時 価
19 山 梨	19,500(18,600)	650(620)	160	230(220)	260(240)	1,230	時 価
20 長 野	18,600(17,700)	620(590)	160(150)	220(210)	240(230)	1,150	時 価
21 岐 阜	19,200(18,300)	640(610)	160(150)	220(210)	260(250)	1,180	時 価
22 静 岡	19,500(18,600)	650(620)	160	230(220)	260(240)	1,410	時 価
23 愛 知	19,500(18,600)	650(620)	160	230(220)	260(240)	1,470	時 価
24 三 重	19,500(18,900)	650(630)	160	230(220)	260(250)	1,200	時 価
25 滋 賀	19,500(18,600)	650(620)	160	230(220)	260(240)	1,360	時 価
26 京 都	19,800(18,900)	660(630)	160	230(220)	270(250)	1,670	時 価
27 大 阪	19,500(18,900)	650(630)	160	230(220)	260(250)	1,620	時 価
28 兵 庫	19,800(18,900)	660(630)	160	230(220)	270(250)	1,460	時 価
29 奈 良	18,600(18,000)	620(600)	160(150)	220(210)	240	1,170	時 価
30 和歌山	19,800(19,500)	660(650)	160	230	270(260)	1,080	時 価
31 鳥 取	20,100(19,200)	670(640)	160	230(220)	280(260)	1,110	時 価
32 島 根	20,100(19,200)	670(640)	160	230(220)	280(260)	1,030	時 価
33 岡 山	19,500(18,900)	650(630)	160	230(220)	260(250)	1,270	時 価
34 広 島	20,100(18,900)	670(630)	160	230(220)	280(250)	1,320	時 価
35 山 口	19,800(18,900)	660(630)	160	230(220)	270(250)	1,040	時 価
36 徳 島	19,800(18,900)	660(630)	160	230(220)	270(250)	1,100	時 価
37 香 川	19,200(18,300)	640(610)	160(150)	220(210)	260(250)	1,130	時 価
38 愛 媛	19,500(18,600)	650(620)	160	230(220)	260(240)	1,080	時 価
39 高 知	20,100(19,200)	670(640)	160	230(220)	280(260)	1,050	時 価
40 福 岡	18,900(18,000)	630(600)	160(150)	220(210)	250(240)	1,310	時 価
41 佐 賀	18,900(18,300)	630(610)	160(150)	220(210)	250	1,080	時 価
42 長 崎	19,500(18,600)	650(620)	160	230(220)	260(240)	1,070	時 価
43 熊 本	19,800(18,900)	660(630)	160	230(220)	270(250)	1,120	時 価
44 大 分	19,500(18,900)	650(630)	160	230(220)	260(250)	1,080	時 価
45 宮 崎	19,200(18,300)	640(610)	160(150)	220(210)	260(250)	1,030	時 価
46 鹿 児 島	19,500(18,600)	650(620)	160	230(220)	260(240)	1,040	時 価
47 沖 縄	20,100(19,200)	670(640)	160	230(220)	280(260)	1,110	時 価

※ 改定箇所は赤字で表示（括弧内は改正前の額）。住宅の現物給与価額については改定なし。

参照条文（現物給与の価額の改定関係）

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（抄）
（定義）

- 第二条 この法律において「労働保険」とは、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。）による労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）及び雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）による雇用保険（以下「雇用保険」という。）を総称する。
- 2 この法律において「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うもの（通貨以外のもので支払われるものであつて、厚生労働省令で定める範囲外のものを除く。）をいう。
 - 3 賃金のうち通貨以外のもので支払われるものの評価に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。
 - 4 この法律において「保険年度」とは、四月一日から翌年三月三十一日までをいう。